

令和3年12月
(第17回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和3年12月23日(木曜日)

令和3年12月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年12月23日(木曜日) 午前9時00分～午前10時15分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	2番	北之口 洋一
〃	3番	富 田 良 成
〃	5番	後 藤 望
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東 山 崎 勝 一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局次長兼係長 中村 玲子
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第54号 非農地証明願いに係る証明について
議案第55号 農業振興地域計画の変更に係る意見について
議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
議案第57号 地籍調査に伴う農地の地目調査協議について

6 会議の概要

議 長： ただいまから、令和3年12月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は11名です。
全員出席しておりますので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、12名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、2番の北之口委員と3番の富田委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の中村氏と中島氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが1件でございます。

(2ページ 議案第53号の議案書、3ページの集計表の読み上げ)

4ページ、5ページ、受付番号1番の資料については、それぞれお目通しください。
また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。

議 長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

8 番： 8番東山崎です。12月20日に申請人と私と山之口委員の3人で調査いたしました。
現地は〇〇集落を東へ500mほど進んだ場所と、県道を渡り、南へ800mほど進んだ場
所の2か所でした。周辺は全て田んぼで、すべて耕作してありました。
所有者は〇〇市に在住しており、申請人がジャガイモを作付けしており、
今回の話になりました。申請人は〇〇地区にも複数の土地を所有し、耕作しており、
申請地に関しても、今後も引き続きジャガイモと米を作付けするとのことで、
なんら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、
質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担
当の山之口推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断を
いただきたいと思っております。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、
許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、
議案第53号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第53号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議題第54号「非農地証明願いに係る証明について」を議題といたします。
申請件数は1件です。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、6ページの議案第54号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。

(6ページ 議案第51号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については7ページから9ページです。それぞれ
お目通しください。よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。ここで担当委員の現地調査の報告をお願いします。

3 番： 申請人、徳留委員、持留推進委員、事務局と調査してきました。
申請地は〇〇地区、〇〇号線横の土地で、約24-25年前より
耕作されていない状況でした。25-26年ほど前に土木業者の捨土場所と
なったこともあり、国道と同じ高さまで盛り土がされておりました。一時期、
近所の人が菜園として利用したのち、近所のスーパーの駐車場として
利用されましたが、現在は利用されておられませんでした。これまで年に5、6回ほど
草払いを行っておりましたが、高齢になり、厳しい状況になっているとのことです。
捨土場所であったこともあり、大きな岩石や砂利が多く、農地として復元することは
不可能で非農地申請は妥当と考えます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、
ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。
それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の
判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号1番について、承認やむなし、とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を
踏まえ、議題第 54 号受付番号 1 番について承認やむなし、される方は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議題第 54 号受付番号 1 番については、非農地として
承認することに決定いたします。

議 長： 次に議題第 55 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題と
いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、10 ページの議案第 55 号の議案書をご覧ください。
農業振興地域整備計画の変更に係る意見については 2 件です。

(10 ページ 議案第 55 号の議案書の読み上げ)

受付番号 1 番については、繁殖牛放牧地として利用する為の用途区分変更で
ございます。資料は、11 ページから 17 ページです。
それぞれ御目通しください。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

1 2 番： 12 番横原です。申請地は、申請人の牛舎に隣接しており、昭和 48 年に
畜産基地事業により牧草地として整備造成された農地であり、現在に至っております。
今後、繁殖牛の増頭を計画しており、牛への負担、ストレス解消を目的とし、受胎率、
生産性の向上を図るため、放牧場が必要だとの申請になります。
牧草地から放牧地への用途区分変更になることから何ら問題ないと思われ
ます。ご審議の方、よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び報告がありましたが、
これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等
ありませんか。地区担当の吉田推進委員、何かご意見等ありませんか。

事務局： すいません、補足があります。今回の申請地に牛に関する建物を建てる予定も
あるようなので、今回の総会で用途区分の変更を行ったのち、改めて 4 条申請を
行う予定とのことでした。

5 番： 質問です。隣に〇〇工場があると思うのですが、影響等は大丈夫でしょうか。

議 長： 申請地の方が〇〇工場のある土地より 5m ほど高くなっておりますので、
影響はないと思います。今後、建物を建てるとのことですが、〇〇工場側に建物を
建ててくれるとさらに良いのではと思っております。
他に質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号1番について、承認やむなし、とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。
全推進委員、承認やむなし、でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の状況を踏まえ、受付番号1番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第55号受付番号1番は承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付します。

続いて、受付番号2番についてです。事務局の説明を求めます。

事務局： 受付番号2番の資料については、太陽光発電施設建設の為の農用地区域からの除外の変更でございます。資料は、19ページから26ページです。
それぞれ御目通しください。よろしくをお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

10番： 10番田淵です。12月20日、9時30分から会長、事務局2人、申請人の代理人の5人で調査いたしました。申請地は、〇〇集落の西側にあり、近くに民家はありません。町道に接する小高い杉林です。南側は杉林が続き、その下にミカンのハウスがあります。西側と北側は町道に接しています。東側は、農道を挟んで畑がありますが、農道とともに荒地となっています。また杉の木は、相当な高さで、ミカンハウスの一部に影を作っている状況です。意見としては、東側の畑も荒地になっていることと、該当地は傾斜のある山林で、今後農地として開発されることは考えにくいこと、また隣接しているミカンハウスへの影響を軽減できることから問題ないと考えます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長： ただ今、事務局からの説明及び報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の田島推進委員、何かご意見等ありませんか。

議長： よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします。議案第55号受付番号2番について、賛成とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。
全推進員、承認やむなし、でございます。それでは農業委員による採決をいたします。
ただいまの推進委員間の挙手状況を踏まえ、受付番号 2 番について、
賛成される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 55 号受付番号 2 番は承認することに
決定いたしましたので、町長に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第 56 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明いたします。

(27 ページ 議案第 56 号の議案書の読み上げ)

28 ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

29 ページから 33 ページの集積計画については、それぞれお目通しください。
よろしくをお願いします。

議 長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと
思います。推進委員の皆さんにお伺いいたします。
議案第 56 号の集積計画について、異議なし、とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全推進委員、異議なし、でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を
踏まえ、議案第 56 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手を
お願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 56 号は計画通り決定いたします。

議 長： 次に議案第 57 号「地籍調査に伴う農地の地目調査の協議について」を議題と
いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 34 ページの議案第 57 号の議案書をご覧ください。町長より地籍調査に伴う農地の地目調査協議について意見を求められております。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第 57 号の議案書をもとに朗読及び説明)

令和 2 年度の実施地区は、根占の中別府地区と北川内地区となっております。36 ページが中別府地区の調査集計表でございます。

(調査前と調査後の筆数、面積を説明。)

53 ページは調査区域となっております。
37 から 51 ページにかけて農地変更分の明細となっておりますのでお目通しください。
また、55 ページは北川内地区の調査集計表でございます。

(調査前と調査後の筆数、面積を説明。)

62 ページは調査区域となっております。
56 から 60 ページにかけて農地変更分の明細となっておりますので、お目通しください。以上です。よろしく申し上げます。

議長： 只今、事務局より説明がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問見等ありませんか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第 57 号は原案のとおり承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全推進委員、承認でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 57 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 57 号は原案のとおり承認し、町長に意見を送付します。

議長： 次に、本日追加議案となりました議案第 58 号「農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地の判断について」を議題と致します。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断、いわゆる非農地判断の農地でございます。それでは、議案書をもとに説明します。

(別冊 1 ページ 議案第 58 号の議案書の読み上げ)

資料の 2 ページになります。今月の定例会において、非農地として判断していただく農地は、合計で 1,834 筆 1,574,513 ㎡(約 157ha)となっております。以上につきましては、農地法の運用について第4 (1) に基づき、「農地」に該当しないと判定された土地について、本定例会でお諮りするものです。農林水産省通知の「農地法の運用について」の基準に従い、3 ページ以降に掲載しております対象農地が、農地に該当するか否かについて定例総会の決議により判断を行うこととされておりますので、これらについて審議をお願いするところであります。

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見ご質問等ございませんか。

(意見、質問なし)

よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第 58 号の農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地の判断については、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全推進委員、賛成でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 58 号について、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 58 号は非農地として判断し処理することに決定いたします。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からあればお願いします。

事務局： ・その他
・1月の行事予定について

議長： 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、令和 3 年 12 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員